

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えは、効率的で透明性のある経営を行い、収益性を高めることにより企業価値の向上を図り、すべてのステークホルダーの利益を最大化することを目指し、経営体制の整備と監視機能の強化に取り組むことを基本としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1 - 2 - 4 議決権電子行使・招集通知の英訳】

議決権電子行使プラットフォームの利用につきましては、当社の機関投資家や海外投資家等の比率を勘案しつつ検討してまいります。

【補充原則 4 - 8 - 2 筆頭社外取締役の決定】

独立社外取締役のサポート役を担当部門が担い、情報伝達や要請事項への対応等を行ってまいります。

【原則 4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の構成においてジェンダーという点での多様性はまだ実現されておらず、今後の課題と認識しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則 1 - 4 政策保有株式】

当社は相手企業との事業上の取引関係の維持・強化等における保有の必要性および長期的な協力関係による当社の中長期的な企業価値の向上や財務面での健全性の維持等を総合的に勘案し、原則年1回、取締役会において保有の合理性を検討することとしております。その結果、保有の意義が十分に認められないと判断された場合には縮減を図ってまいります。

また議決権の行使については議案が 当社の利益に資するものか 当社の企業価値を毀損させる可能性がないか 当該企業の価値向上に資するか否か等を基軸にして総合的に判断してまいります。

【原則 1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は取締役会規則において会社や株主共同の利益を害することのないよう取締役および執行役員が利益相反取引および競業取引を行う場合は、取締役会の付議事項としております。また、その結果についても取締役会へ報告することとしております。

【原則 2 - 6 アセットオーナー】

当社は規約型の企業年金制度を採用しておりますが、担当者の資質向上に努めるとともにリスク・リターンを勘案した年金資産割合を策定し、年金資産の運用状況については定期的にモニタリングを行っております。また企業年金の適正な運営を期するために労使からなる年金委員会において企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理できるようにしております。

【原則 3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略

当社ホームページにおいて経営理念等を公開しております。また、これらを実現するために策定した中期経営計画が進行中です。なお、経営理念等を掲載するホームページは下記のとおりです。

和文 <https://www.noble-j.co.jp/>

英文 <https://www.noble-j.co.jp/en/>

中文 <https://www.noble-sh.cn/>

(2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書に「1.1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「[取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針」に記載のとおりです。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、経営の監督を担うに相応しい人格、識見、業務経験等を備えているかを総合的に検討し、経営陣幹部・取締役の選任について取締役会に答申します。取締役会は、その上で、株主総会への付議を決定します。一方、監査役候補者については取締役の職務の執行の監査をするにあたり、十分な知識と経験を有し、監査機能を十分に果たしうる者を取締役会が指名し、取締役会は監査役会の同意を得て株主総会への付議を決定します。経営陣幹部の解任については公序良俗に反する行為を行った場合、健康上の理由から職務の継続が困難となった場合、職務の懈怠により当社の企業価値を著しく毀損させた場合等「正当な理由がある」と取締役会が判断した時には、指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会の答申を経た上で、取締役会で決定します。また、必要に応じて株主総会に解任議案を上程し、株主総会の決議により解任いたします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役や監査役の選任議案を株主総会に上程するにあたっては、株主総会招集通知の参考書類に、候補者各人の経歴を記載するとともに社外取締役・社外監査役については選任理由を記載しております。

【補充原則 4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

本報告書の「内部統制システム等に関する事項の1.5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」に記載の通りですが、取締役会においては株主総会、決算、株式、取締役や重要な組織・人事、重要な財産の処分・譲受をはじめその他重要な事項について決定しております。経営陣に対する委任の範囲については取締役会の方針に基づき、業務執行の意思決定を行うものとしております。

【原則 4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外役員の独立性に関する基準は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準及び属性情報を踏まえ、下記のとおりとして

います。

1. 当社および当社の子会社の業務執行取締役、執行役員、その他使用人である者、またはあった者
2. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者(1)
3. 当社を主要な取引先若しくはその業務執行者(2)
4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(3)
5. 当社を主要な株主(4)
6. 当社を主要な借入れ先(5)
7. 上記2. から6. に過去5年間に於いて該当していた者
8. 上記1. から6. に該当するものが重要な者(6)である場合には二親等以内の親族

(注)

1 「当社を主要な取引先とする者」とは直近の事業年度において当該取引先の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社より受けた者をいう。

2 「当社を主要な取引先」とは直近の事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社より行っていた者。

3 「多額の金銭その他の財産」とは個人の場合は年間500万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%以上の額をいう。

4 「当社を主要な株主」とは当社事業年度末において、総議決件数の10%以上の株式を保有している株主(法人の場合は業務執行取締役・執行役員・従業員)をいう。

5 「当社を主要な借入れ先」とは、直近の当社事業年度末において借入金残高が当社の連結総資産の2%を超える者をいう。

6 「重要な者」とは取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員、執行役員もしくは上級管理職にある使用人をいう。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方】

当社の取締役会は経営全般、営業、生産、研究開発等それぞれの業務に精通し、また業務全般に関する知見と能力を有する社内取締役と専門的な知識や見識を有し当社のガバナンスに貢献いただける独立社外取締役で構成することを前提に指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、経営の監督を担うに相応しい人格、識見、業務経験等を備えているかを総合的に検討し、経営陣幹部・取締役の選任について取締役会に答申します。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況】

株主総会招集通知の事業報告に略歴等を記載することにより説明しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、各取締役および各監査役に対して外部機関の協力を得てアンケート方式による自己評価を行い、取締役会全体の実効性を分析・評価し、取締役会で協議いたしました。その結果、取締役会として取締役会の実効性は概ね確保されているとの評価をする一方、取り組むべき実効性改善のための課題について認識を共有し、下記項目を課題として実効性改善に取り組むことといたしました。

(1)取締役会のメンバー構成

取締役会の在り方を踏まえた適切なメンバー構成について論議を行っていきべきとしました。

(2)資本コストの活用について

資本コストの活用の在り方・進め方について認識の共有を図っていきべきとしました。

(3)中期経営計画のモニタリング

中期経営計画(2022年3月期より5年間)を策定しましたが、取締役会においては、その着実な遂行を継続的に審議・検証していくとともに業績をモニタリングするにあたってはベンチマーキングを活用すべきとしました。

(4)株主等との対話

IR体制についての情報の共有に取り組むとともに投資家との対話機会の増加につなげるための議論の深化に取り組むべきとしました。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング】

役員として求められる知識の習得ならびにその更新を目的に取締役・監査役等を対象に外部機関に委託して年間スケジュールを定めて研修会を実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

役員が機関投資家等、株主の依頼に応じて個別の対応を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	576,700	5.86
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	564,400	5.73
株式会社みずほ銀行	477,476	4.85
ノーブル協力会	318,389	3.23
帝通工従業員持株会	298,169	3.03
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	283,900	2.88
菊池 公男	253,431	2.57
株式会社横浜銀行	224,942	2.28
朝日生命保険相互会社	200,000	2.03
BANK JULIUS BAER SINGAPORE INDIVIDUAL PORTFOLIO NO. SG0692 2000-02	191,000	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

1. 当社は自己株式を293,378株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 2020年12月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、重田光時氏他共同保有者1名が2020年12月18日現在941,800株(9.29%)を保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
等々力正夫	その他													
藤野秀美	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
等々力正夫			同氏は、当社との間に特別の利害関係はなく、労働行政の分野で長年にわたり培ってきた経験と知識並びに見識を有しており、当社の社外取締役に適任であると考えております。また、独立役員として一般株主の利益を配慮して責務を遂行していただけると判断いたしました。
藤野秀美			同氏は、当社との間に特別の利害関係はなく、税務分野で長年にわたり培ってきた財務および会計に関する高い見識と経験を有しており、当社の社外取締役に適任であると考えております。また、独立役員として一般株主の利益を配慮して責務を遂行していただけると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取 締役

補足説明 更新

当社はコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役等の選解任ならびに報酬等に関する取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、監査役は年に数回、会計監査人から会計監査等の報告を受けるとともに会計監査人から毎年、監査計画について説明を受けています。また監査役と会計監査人は必要に応じて情報交換、意見交換を行っています。内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設けており、監査役と定期的に情報交換を行い、情報の共有化を図るとともに監査役の事業所往査に立ち会う等連携して監視機能の強化を推進しています。また内部監査室の監査結果は社長を委員長とする内部統制委員会に報告し、さらに取締役および監査役に報告するものとしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
畑宮 正憲	他の会社の出身者														
柿沼 光利	税理士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畑宮 正憲		同氏は、当社と定常的な銀行取引がある株式会社みずほ銀行の業務執行者として過去に勤務しておりました。	同氏は、当社との間に特別の利害関係はなく、金融機関における長年の経験と知識並びに経営者としての幅広い見識を有しており、当社の社外監査役に適任であると考えております。また、独立役員として一般株主の利益を配慮して責務を遂行していただけると判断いたしました。
柿沼 光利		いずれの項目にも該当しません。	当社との間に特別の利害関係はなく、また同氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する高い見識から当社の社外監査役に適任であると選任いたしました。それ以外には当社と取引その他の関係を有していないため、独立役員に指定することに何ら問題はないものと判断いたしております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす全ての社外役員を独立役員に指定しております。

なお、社外役員の独立性基準については、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の「[原則4 - 9]独立社外取締役の独立性判断基準および資質」に記載のとおりであります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は平成18年に取締役の報酬制度を見直し、取締役の報酬を企業価値向上のためのインセンティブ付与の手段とし位置づけ(1)役職に応じた固定報酬(2)事業年度ごとの業績を勘案して決定する年次賞与(3)株価に連動する株式報酬型ストックオプションの3種をもって構成することとしております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は平成17年、役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、退職金相当額を株式報酬型ストックオプションとして支給する報酬体系といたしました。なお、取締役および執行役員においては報酬の一部を株価上昇メリットのみならず株価下落リスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、適正な会社経営を通じた業績向上及び株価上昇への意欲や士気を高めることを目的とし、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する報酬等の総額は、81百万円であります。(当該報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません)また、支給額には役員賞与と引当金繰入額6百万円(うち社外取締役1百万円)、ストックオプションによる報酬額7百万円(うち社外取締役0百万円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は役位を基に役割や責任に応じた報酬体系とするとともに中長期的な企業価値向上に資する報酬体系とし、ステークホルダーと利益を共有するものとする。また、報酬体系および報酬の水準は、株主総会において決議いただいた額の範囲内において当社の業績や他社水準を踏まえて見直しすることとする。具体的には取締役の報酬は金銭報酬としての基本報酬、短期の業績に連動した業績連動報酬等としての役員賞与および非金銭報酬等としての株式報酬により構成するものとする。

2. 基本報酬の(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位を基に役割や責任に応じて他社水準、当社の経営内容、経済状況を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために各事業年度の連結営業利益等を指標に総合的に判断して算出された額(0~100%)を役員賞与として毎年、一定の時期に支給する。なお、各人の役員賞与額は連結営業利益率等を基準に算出した理論値を役位に応じた比率で配分し、個人の評価による係数を乗じて決定するものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲を高めるため支給するもので、業績連動によらない株式報酬型ストックオプションとして毎年一定の時期に新株予約権の割当を行う。なお、各取締役に割り当てる新株予約権の個数は役位に応じて取締役会で決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬は「固定金銭報酬等」、「業績連動金銭報酬等」、「非金銭報酬等である株式報酬」により構成し、これらの支給割合は役位を基に役割や責任に応じて業績および目標達成度等を総合的に勘案して設定するが、概ね固定金銭報酬等が8割、その他が各1割程度をめどとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、経営内容、経済状況を考慮しつつ、毎年1回、事業計画と実績の検証を行う総括会議において各取締役の評価を行い、その評価をもとに取締役会が指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会はその内容を審議した上で取締役会に対して答申を行う。取締役会において代表取締役社長に一任することの決議を行い、代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容について決定方針の範囲内で各取締役の報酬額を決定する。

以上

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役ならびに社外監査役のサポートは人事総務室が担当し、情報伝達や要請事項への対応等を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しています。就任している取締役は5名でうち社外取締役2名、また、監査役は3名、うち社外監査役は2名で、その中の1名は税理士が就任し、監査体制の強化を図っています。

取締役会

毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催される取締役会は、経営方針および重要な意思決定と業務執行に対する監督等を行う機関として位置づけられており、重要事項を付議し、討議を経て決議を行っています。

監査役会

監査役会は原則として2カ月に1回開催されており、監査に関する重要事項の報告を受け、協議・決定を行っています。監査役は取締役の職務執行および関係会社も含めた監査を実施。また取締役会に出席しているほか、執行役員会、部長会などの主要な会議にも出席しています。

会計監査人

会計監査人については有限責任監査法人トーマツを選任しています。会計監査人は内部監査室および監査役と随時情報交換を行うことで情報の共有化、相互の連携を深めています。

執行役員会

毎月2回、定例開催に加え、必要に応じて臨時開催される執行役員会は本報告書提出日現在取締役5名(うち3名執行役員兼任)および6名の執行役員で構成されており、執行役員相互の活動情報の共有化とともに取締役会で決定された経営方針等に基づき、取締役会付議基準に満たない重要事項の業務執行上の意思決定を行っています。

内部監査室

内部統制の一環として社長直属の機関として設置しており、内部監査を実施し、法令や社内規定の遵守状況の調査、指導を行っています。

内部統制委員会

社長を委員長として内部統制、業務監査、リスク対策等全般にわたる方針の決定と対応指示を行っています。

指名・報酬委員会

取締役会の諮問機関として過半数を独立社外取締役して構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役等の指名・解任・報酬等に関する手続きの公正性・透明性等を確保する体制を敷いています。

グローバル会議

課題達成状況の監視、業務執行状況の確認等を通じ事業計画の定期的なフォロー、経営方針の徹底を目的に当社の取締役、監査役、執行役員出席のもと本社の部長職ならびに国内外の代表者が出席して定期的を開催しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

執行役員制度を敷いて取締役会による経営の意思決定および業務監督機能と執行役員の業務執行機能を分離することにより、経営判断と業務執行の分立を図ることで、相互に統制をかける体制をとっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
招集通知(要約)の英文での提供	要約版の英文招集通知を東京証券取引に縦覧書類として提示する一方、自社ウェブサイトにも掲載することにより外国人株主の議決権行使勧誘を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおきましてIR情報ページを設けて最新IRニュースをはじめ決算説明資料、株主総会関連情報、コーポレートガバナンス関連情報、株式情報等を掲載しております。 IR情報ページ https://www.noble-j.co.jp/ir-info/ 会社情報ページ https://www.noble-j.co.jp/company/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部門に担当者を設置。またIR担当役員は取締役上席執行役員業務統括が務めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	責任者を定め、環境保全活動を含むCSR活動を展開。当社の基本的な考え方を自社ホームページに掲載しております。 CSR / 環境への取り組み https://www.noble-j.co.jp/company/environment/

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 経営の基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えは、効率的で透明性のある経営を行い、収益性を高めることにより企業価値の向上を図り、すべてのステークホルダーの利益を最大化することを目指し、経営体制の整備と監視機能の強化に取り組むことを基本としております。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は当社の企業理念、経営理念、行動指針、行動規範ガイドラインに従い誠実に行動する。

内部統制体制として社長を委員長とする内部統制委員会を設け、内部統制・業務監査・リスク対策等全般にわたる方針の決定と対応指示を行う。社長直轄の内部監査室は業務監査部門として内部監査を実施する。

また、コンプライアンス違反行為が行われている、もしくは行われようとしていることに気付いた者は内部監査室長に通報する制度を設ける。通報ある場合、内部監査室長は監査役(会)へこれを報告するほか、公益通報者保護規程を設け通報者に対して不利益な扱いをしない体制をとる。一方、子会社に対しては、当社の内部監査室が内部統制の有効性と妥当性を確保するため、子会社における内部監査を実施し、その結果を内部統制委員会ならびに監査役(会)に報告する。また、子会社の内部通報については当社と同等の対応をとる。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書その他重要な情報の適切な保存・管理を行う。

4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理は、内部統制委員会において経営上のリスクを総合的に分析、把握し意思決定を図り、また非常時にはそのリスク度合に応じて担当取締役をセンター長とする「危機管理センター」を設け、当社グループ全体で対応する体制をとる。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、企業価値の向上を目指し、企業経営と業務執行を区分、業務執行機能の一層の強化を図るため執行役員制をとる。毎月1回開催される取締役会は経営方針及び重要な意思決定と業務執行に対する監督等を行う機関として重要事項を付議し、活発な討議を経た上で決議する。

取締役会の方針に基づき、毎月2回開催される執行役員会にて業務執行の意思決定を行う。また、国内外の代表者が出席し定期的に開催するグローバルな会議において、課題達成の監視、業務執行状況の確認等を通じ事業計画の定期的なフォローを行うとともに、経営方針と基本戦略の徹底を行う。

一方、子会社の重要案件については当社と協働することにより、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の子会社の経営に関しては各社の自主性を尊重しつつ、当社の取締役または執行役員が全ての子会社の取締役または監査役に就任し、子会社の情報を当社に集約・管理して業務遂行状況を把握するとともに、月次業績を当社取締役会及び執行役員会にて確認し、必要に応じて当社から子会社へ訪問し分析、指導を行う。

また、子会社の取締役からは、当社の担当役員に対して職務の執行状況を定期的に報告させ、業務の適正を確保するための体制を確保する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これを置くこととする。当該使用人の人事及び人事処遇等については監査役会の意向を尊重しつつ、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の職務を補佐する使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社は社内規程において監査役を補佐する者は、第一義的に監査役(会)の指揮命令のもと、業務を遂行しなければならないとしており、取締役からの独立性を確保する。

9. 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、関係書類の提供を受ける。また、取締役及び使用人ならびに子会社の取締役及び使用人等は下記事項について速やかに監査役(会)に報告するものとする。

なお、社内規程において当社監査役へ通報したことによる解雇その他いかなる不利益取り扱いも受けないこととし、子会社においても同等の体制をとる。

(1) 法令に定める事項

(2) 会社運営に少なからぬ影響を与える事象

(3) 内部監査室からの監査状況の報告

(4) 公益通報があった場合、その内容

(5) 行政当局及び取引所の検査、調査または命令、勧告、指導等の事実とその内容

(6) 就業規則で定める懲戒に該当する事実の発生があった場合、その内容

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を受けたときは、当社はその費用を負担する。

11. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役(会)は内部監査室、子会社監査役との相互連携保持のほか、代表取締役との定期的意見交換を通じての相互認識を共有する。また、監査役(会)は必要であれば外部の専門家(弁護士等)を活用できる。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適正に対応するため、内部統制委員会の指示のもと、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価することにより、財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は役職員を対象に制定した「帝通行動規範ガイドライン」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する旨を定めております。また、平素より反社会的勢力からの不当な要求に備えて警察、企業防衛協議会等の関係機関との間で意思疎通を図るとともに定期的に反社会的勢力の動向、不当要求事案に関する情報等を入手するよう努めています。反社会的勢力からの不当な要求等については人事総務室を対応部署として警察、弁護士、関係機関および地域協議会と緊密な連携をとり、対応してまいります。なお、人事総務室長を不当要求防止責任者として選任しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

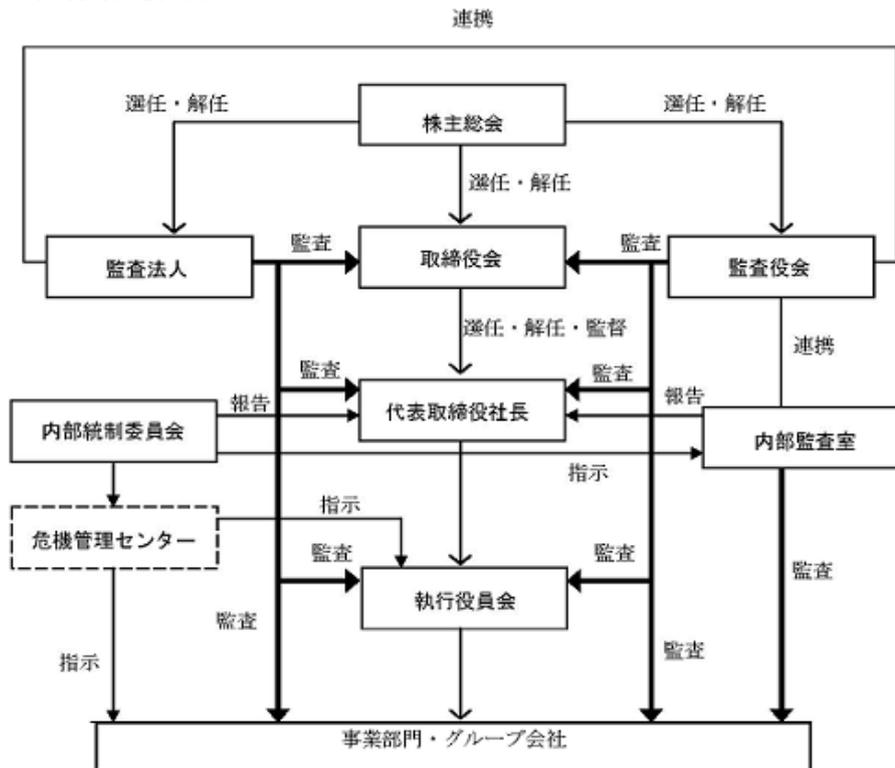
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では経理財務・人事総務担当の取締役を情報取扱責任者として任命し、グループ内の発生事実や決議事項などの重要情報を集約し、一元管理しております。情報取扱責任者はこれらの情報ならびに各部門からの取締役会への付議事項等について代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は取締役会への付議、報告を行うとともに情報取扱責任者に対して適時開示に係る指示を出します。情報取扱責任者は東京証券取引所の定める適時開示規則における情報開示の義務のみならず投資判断に有益な情報かを判断基準に情報開示の要否を検討します。情報取扱責任者の指示に基づき、決算等の経理財務情報に関しては経理室室掌執行役員、株式や人事等の経営情報に関しては人事総務室室掌執行役員がそれぞれの担当に開示資料の作成を指示し、取締役会または代表取締役社長の決議・承認を受け、適時開示を実施しています。

参考資料 模式図



適時開示体制の様式図

